

消費者安全法施行令の一部改正について

平成 28 年 11 月
消費者庁消費者政策課

1. 改正の経緯

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 2 条第 5 項は、同項各号に掲げる事故又は事態を「消費者事故等」とすることを定めている。同項第 3 号に掲げる「消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為」は政令でその類型を定めることとされているところ、消費者安全法施行令（平成 21 年政令第 220 号）第 3 条第 4 号イでは、上記類型の一つとして、消費者の利益の保護に係る個別法によって取消事由と定められている不当な勧誘によって消費者と契約を締結したり、そのような契約の締結を勧誘する行為を定めており、当該個別法の例示として消費者契約法（平成 12 年政令第 61 号）第 4 条第 1 項から第 3 項までの規定が挙げられている。また、消費者安全法施行令第 3 条第 4 号ロでは、消費者の利益の保護に係る個別法により、無効となるような不当な契約条項を含む契約を締結したり、そのような契約の締結を勧誘する事業者の行為を上記類型の一つとして定めており、当該個別法の例示として消費者契約法第 8 条第 1 項、第 9 条及び第 10 条の規定が挙げられている。

【表 1】法律により取消事由となる不当勧誘による契約

割賦販売法 (府令 2 条 1 号)	第 35 条の 3 の 13 第 1 項 第 35 条の 3 の 14 第 1 項 第 35 条の 3 の 15 第 1 項 第 35 条の 3 の 16 第 1 項	○個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し 上記意思表示の取消しのうち、訪問販売、電話勧誘販売に係るもの 上記意思表示の取消しのうち、特定連鎖販売個人契約に係るもの 上記意思表示の取消しのうち、特定継続的役務提供等契約に係るもの 上記意思表示の取消しのうち、業務提携誘引販売個人契約に係るもの
特定商取引に 関する法律 (府令 2 条 2 号)	第 9 条の 3 第 1 項 第 24 条の 2 第 1 項 第 40 条の 3 第 1 項 第 49 条の 2 第 1 項 第 58 条の 2 第 1 項	訪問販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し 電話勧誘販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し 連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し 特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し 業務提携誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し
消費者契約法 (府令 2 条 3 号)	第 4 条第 1 項から第 3 項	消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

【表 2】法律が無効とする契約条項を含む契約（抜粋）

農業協同組合法 (府令 3 条 1 号)	第 11 条の 19 第 10 項	共済契約のクーリング・オフに関する法律の規定に反する特約で申込者等に不利なもの
水産業協同組合法 (府令 3 条 2 号)	第 15 条の 4 第 10 項	共済契約のクーリング・オフに関する法律の規定に反する特約で申込者等に不利なもの

金融商品取引法 (府令3条3号)	第37条の6第5項	金融商品取引契約のクーリング・オフに関する法律の規定に反する特約で 申込者等に不利なもの
放送法 (府令3条3号の2)	第150条の3第6項	(略)
宅地建物取引業法 (府令3条4号)	第34条の2第9項	宅地・建物の媒介契約に係る有効期間・目的物の登録に関する法律の規定に 反する特約
	第37条の2第4項	事務所以外の場所においてした宅地・建物の売買契約のクーリング・オフに 関する法律の規定に反する特約で申込者等に不利なもの
	第38条第2項	宅地建物取引業者が売主となる宅地・建物売買契約に係る損害賠償額の 予定等の制限規定に反する特約(制限超過分)
	第39条第3項 ほか	(略)
利息制限法等 (府令3条5号～17号)	(略)	(略)
消費者契約法 (府令3条18号)	第8条第1項	事業者の損害賠償の責任を免除する条項等
	第9条	消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項であって平均的損害又は年 14.6%相当額を超える部分
	第10条	消費者の利益を一方向的に害する条項
高齢者の居住の安定確保に 関する法律等 (府令3条19号～22号)	(略)	(略)

今般、消費者契約法について、消費者契約法の一部を改正する法律（平成28年法律第61号）により、消費者の利益の擁護を図るため、取消しの対象となる消費者契約の範囲を拡大するとともに、無効とする消費者契約の条項を追加する措置が講じられたことを受けて、消費者契約法の規定を掲げる消費者安全法施行令第3条第4号イ及びロに、上記改正を反映するための改正を行う。

なお、「消費者事故等」に該当する場合、消費者安全法第38条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣は、当該消費者事故等に関する情報（消費者事故等の態様、被害の状況等）を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表することがある。

2. 改正内容

消費者安全法施行令	改正内容	追加する条項の概要
第3条第4号イ 消費者と事業者との間の契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する法律の規定であって消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるもの	(現行) 「消費者契約法第4条第1項から第3項までの規定」	○消費者契約法第4条第4項 事業者が、消費者契約の目的となるものの分量、回数又は期間が通常の分量等を著しく超えるものであることを知っていながら勧誘し、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、消費者はこれを取り消すことができることとするもの
	(改正後) 「消費者契約法第4条第1項から第4項までの規定」 (※消費者契約法の一部を改正する法律により追加された条項を追加)	
第3条第4号ロ 消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定であって消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるもの	(現行) 「消費者契約法第8条第1項、第9条又は第10条の規定」	○消費者契約法第8条の2次に掲げる消費者契約の条項を無効とするもの ①事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項 ②消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があることにより生じた消費者の解除権を放棄させる条項
	(改正後) 「消費者契約法第8条第1項又は第8条の2から第10条までの規定」 (※消費者契約法の一部を改正する法律により追加された条項を追加)	

3. 施行期日

平成29年6月3日（消費者契約法の一部を改正する法律の施行の日）

消費者安全法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為）</p> <p>第三条 法第二条第五項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次のイ又はロのいずれかに該当する契約を締結し、又は当該契約の締結について消費者を勧誘すること。</p> <p>イ 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第四条第一項から第四項までの規定その他の消費者と事業者との間の契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する法律の規定であつて消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものによつて消費者が当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができるとされる契約</p> <p>ロ 消費者契約法第八条第一項又は第八条の二から第十条までの規定その他の消費者と事業者との間の契約の効力に関する法律の規定であつて消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものによつて無効とされる契約の条項を含む契約</p> <p>五～七 （略）</p>	<p>（消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為）</p> <p>第三条 法第二条第五項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次のイ又はロのいずれかに該当する契約を締結し、又は当該契約の締結について消費者を勧誘すること。</p> <p>イ 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第四条第一項から第三項までの規定その他の消費者と事業者との間の契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する法律の規定であつて消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものによつて消費者が当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができるとされる契約</p> <p>ロ 消費者契約法第八条第一項、第九条又は第十条の規定その他の消費者と事業者との間の契約の効力に関する法律の規定であつて消費者の利益の保護に係るものとして内閣府令で定めるものによつて無効とされる契約の条項を含む契約</p> <p>五～七 （略）</p>